

平成26年第3回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年5月8日若狭町議会第3回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（16名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	10番	小堀友廣君
11番	清水利一君	12番	藤本勲君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水滋
教育委員会事務局長	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
上中病院事務長心得	西川英之	健康課長	河原智恵美
建設課長	谷口壽	水道課長	小山田勝昭
産業課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
観光交流課長	泉原功	歴史文化課長	永江寿夫

5. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議長辞職の件について

- 追加日程第 1 議長の選挙について
- 追加日程第 2 議長の予算決算常任委員辞任の件について
- 追加日程第 3 議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について
- 追加日程第 4 議席の一部変更について
- 追加日程第 5 副議長辞職の件について
- 追加日程第 6 副議長の選挙について
- 追加日程第 7 予算決算常任委員の選任について
- 追加日程第 8 議会運営委員の辞任について
- 追加日程第 9 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 10 広報特別委員の辞任について
- 追加日程第 11 広報特別委員の選任について
- 追加日程第 12 原子力発電安全対策特別委員の選任について
- 追加日程第 13 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 15 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 16 公立小浜病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 17 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 18 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 19 教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 20 予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 21 議会運営委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 22 広報特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 23 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 24 議会改革特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 25 三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 4 同意第 1 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議員の派遣について

(午前 9 時 23 分 開会)

○ 議長 (藤本勲君)

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5 月に入り新緑が目に鮮やかな季節となり、新しい息吹を感じる今日この頃であります。

す。

本日、招集されました平成26年第3回若狭町議会臨時会につきましては、人事に関する議案1件の他、議会の役職構成に係る審議が主なものであります。

慎重なご審議と円滑な議事運営に、ご協力賜りますことをお願いしまして開会の挨拶といたします。

○ 議長（藤本勲君）

日程に先立ち諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査2月分及び3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

○ 議長（藤本勲君）

ただ今の出席議員数は、16名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成26年第3回若狭町議会臨時会を開会します。

○ 議長（藤本勲君）

町長より、発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

皆さんおはようございます。

本日、平成26年第3回若狭町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、極めてご多忙の中、全員のご出席を賜り心から厚くお礼申し上げます。

5月に入りまして、緑がまぶしい新緑の季節となり、若狭町の魅力が季節と共に増していく気がいたしております。

先月4月23日、舞鶴若狭自動車道（愛称 若狭さとうみハイウェイ）の全線開通が7月と発表されました。併せて、町内におけるインターチェンジの名称も「若狭三方」「若狭上中」、サービスエリアの名称も「三方五湖」と発表されました。心待ちにしていた報告でございます。

また、兼ねてから工事中でありました、小川・遊子間のトンネルにつきましても7月中の開通と伺っております。

今後の交流人口の増大に向けて、大いに期待しており、福井県とも連携を密にしながら、多くの方をお迎えする準備を進めております。

また、昨年の台風18号の土砂崩れで寸断され、迂回路が設置されておりました、遊子区における県道常神三方線についても、福井県から7月末に復旧するとの報告をいただいております。少し胸をなでおろすとともに、道路網の整備によりまして、夏の観光シーズンは、多くの観光客の皆様をお迎えできることを嬉しく思っております。

本日、提案いたします案件につきましては、「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

議員の皆様には、十分ご審議の上、同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○ 議長（藤本勲君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○ 議長（藤本勲君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により3番辻岡正和君、4番坂本豊君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○ 議長（藤本勲君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（藤本勲君）

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前9時29分 休憩）

（午前9時30分 再開）

～日程第3 議長辞職の件について～

○ 副議長（小堀信昭君）

再開します。

議長藤本勲君から、議長の辞職願が提出されていますので、私が議長の職を執らせていただきます。

日程第3「議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、藤本勲君の退場を求めます。

(藤本勲議員 退場)

○ 副議長（小堀信昭君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長（鳥居充君）

朗読いたします。

平成26年4月30日

若狭町議会副議長 小堀信昭殿

若狭町議会議長 藤本勲

「辞職願」

この度一身上の都合により、若狭町議会議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願ひ出ます。

以上でございます。

○ 副議長（小堀信昭君）

お諮りします。

藤本勲君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。

よって藤本勲君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

藤本勲君の入場を許可します。

(藤本勲議員 入場)

○ 副議長（小堀信昭君）

辞職が許可されました。

ここで、藤本勲君から、退任の挨拶があります。藤本勲君。

○ 前議長（藤本勲君）

ただいま、副議長よりご指名をいただきました。非常にせんえつではございますが、議長退任に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年5月の若狭町議会臨時会で、議員各位の温かいご推挙をいただき

若狭町議会議長に就任をさせていただきました。この間、全く微力でありましたけれども、豊かで明るい若狭町を目指すとともに、円滑な議会運営に精進をして参ったつもりでございます。しかしながら何分にも力及ばず、皆様方のご期待に十分添え得なかったことを誠に申し訳なく思っている次第でございます。幸いにして先輩議員、同僚議員からの温かいご支援とご協力をいただき、また町長はじめ理事者の皆様、職員の皆様の大きなご援助と、そして大きなご指導を賜りまして、おかげをもちまして本日まで大過なく職責を務め得ました事は、誠に歓喜にたえず心からお礼を申し上げる次第でございます。

どうか皆様におかれましても、今後若狭町の町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますよう、切に念願申し上げまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。本日まで一年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

～追加日程第1 議長の選挙について～

○ 副議長（小堀信昭君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。

したがって「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

○ 副議長（小堀信昭君）

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

- 副議長（小堀信昭君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

- 副議長（小堀信昭君）

議長に福谷洋君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、福谷洋君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました福谷洋君が議長に当選されました。

- 副議長（小堀信昭君）

ただいま、議長に当選されました福谷洋君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

- 副議長（小堀信昭君）

議長当選受諾の挨拶をお願いします。福谷洋君。

- 議長（福谷洋君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、若狭町第9代目の議長として選任をされました。事の重大さと責任の重さをひしひしと感じております。

本年は、若狭町合併以来10周年目の節目の年に当たりますし、また夏には若狭さとうみハイウェイの供用開始と記念すべき年となりました。私は、皆様方の負託に応えるべく町長はじめ議員の皆様方のご協力を得ながら、微力ではございますけれども、誠心誠意努力して参りたいと存じております。

今後とも皆様方の負託に応え、町民の皆様方の負託に応えるように努力し、精進して参る所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げご挨拶といたします。有難うございました。

○ 副議長（小堀信昭君）

以上で議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時40分 再開）

～追加日程第2 議長の予算決算常任委員辞任の件について

追加日程第3 議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について～

○ 副議長（小堀信昭君）

再開します。ただいま、福谷議長から予算決算常任委員及び原子力発電安全対策特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

「議長の予算決算常任委員辞任の件について」を日程に追加し、追加日程第2として「議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。よって「議長の予算決算常任委員辞任の件について」を日程に追加し、追加日程第2として、「議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について」を日程に追加し追加日程第3として議題とすることに決定しました。

○ 副議長（小堀信昭君）

お諮りします。追加日程第2「議長の予算決算常任委員辞任の件について」及び追加日程第3「議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（小堀信昭君）

異議なしと認めます。追加日程第2「議長の予算決算常任委員辞任の件について」及び追加日程第3「議長の原子力発電安全対策特別委員辞任の件について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって福谷洋君の退場を求めます。

（福谷洋議員 退場）

○ 副議長（小堀信昭君）

福谷洋君から、議長就任により予算決算常任委員及び原子力発電安全対策特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 副議長 (小堀信昭君)

異議なしと認めます。したがって福谷議長の「予算決算常任委員の辞任」及び「原子力発電安全対策特別委員の辞任」を許可することに決定しました。

福谷洋君の入場を許可します。

(福谷洋議員 入場)

○ 副議長 (小堀信昭君)

議長の予算決算常任委員及び原子力発電安全対策特別委員の辞任が許可されました。これで私の職務が終了しました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

～追加日程第4 議席の一部変更について～

○ 議長 (福谷洋君)

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

お諮りします。

議長選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定により「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。よって「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

追加日程第4「議席の一部変更について」を議題とします。

変更する議席は、ただいまお手元に配布した変更議席表のとおり議席を変更したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。したがって変更議席表のとおり、議席の一部を変更することに

決定しました。ここで暫時休憩します。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時46分 再開)

～追加日程第5 副議長辞職の件について～

○ 議長（福谷洋君）

再開します。

先ほど、小堀信昭君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

追加日程第5「副議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、小堀信昭君の退場を求めます。

(小堀 信昭議員 退場)

○ 議長（福谷洋君）

事務局に辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長（鳥居充君）

朗読いたします。

平成26年5月8日

若狭町議会議長 福谷洋殿

若狭町議会副議長 小堀信昭

「辞職願」

この度、一身上の都合により若狭町議会副議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願います。

以上でございます。

○ 議長（福谷洋君）

お諮りします。

小堀信昭君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。よって小堀信昭君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

小堀信昭君の入場を許可します。

(小堀信昭議員入場)

○ 議長 (福谷洋君)

ここで、小堀信昭君から、退任の挨拶があります。小堀信昭君。

○ 前副議長 (小堀信昭君)

副議長辞任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、5月の臨時議会におきまして、見識豊かな藤本議長の下、図らずも若狭町議会10代目副議長に就任をさせていただきました。

公務多忙ではありましたが、議員の皆様の温かいご協力、そして町長をはじめとする理事者の皆様のご指導、更には議会事務局の皆様のサポートにより、微力ではありましたが大過なくその職責を全うできました。改めて支えていただいた全ての皆様に感謝とお礼を申し上げます。

今後は、一議員として住民の皆様のご期待に応えられるように、この貴重な経験を生かして議会の活性化と運営にひたすら精進して参る決意でございます。今後とも変わらぬご指導、ご協力を心よりお願い申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。本日まで本当に有難うございました。

～追加日程第6 副議長の選挙について～

○ 議長 (福谷洋君)

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認め、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

- 議長（福谷洋君）

「副議長の選挙」を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
- 議長（福谷洋君）

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。
- 議長（福谷洋君）

副議長に今井富雄君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました今井富雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました今井富雄君が副議長に当選されました。
- 議長（福谷洋君）

ただいま、副議長に当選されました今井富雄君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。
- 議長（福谷洋君）

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。今井富雄君。
- 副議長（今井富雄君）

ただいま議長より11代副議長としての当選告知に当たり、一言受託の挨拶を申し上げます。

私は、議会、また議会人に求められております自治体の政策の決定と、執行の評価という使命に対しまして、若狭町議会として今以上に能力を高め、少しでも広く少しでも深く町民の皆様方に理解していただく事が、急務であると日々感じております。私といたしましては、副議長としての職責の中で、この事を学ばせていただき、議長のご負担の軽減に少しでも貢献できるよう併せて能動的な補佐役として心がける所存でございます。

す。

今年は先ほど議長からもお話がありましたように、若狭町が誕生して10年という喜ばしい節目の年に当たり、各種行事を通じて多くの町民の方々と、心新たにこの節目を迎える事となっております。と同時に一方では、今後財政面への更なる目配り、配慮が求められております。これらのことにより福谷議長も関係政策の決定力と、かなりの行動力が求められるのではないかと想像いたすと同時に、その補佐役もかなりの労力を覚悟しなければならないと、心したところでございます。どうか議員の皆様のご指導とご協力をいただきますよう切にお願いを申し上げます。

結びに当たり、若狭町誕生10周年という記念すべき年に、副議長をお受けできる機会を与えてくださった議員各位に心から感謝を申し上げる次第であります。要を得ず、言葉足らずであります但し私の意を述べさせていただき、副議長受託とお礼のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（福谷洋君）

以上で副議長の選挙を終了します。

ここで暫時休憩します。

（午前9時54分 休憩）

（午前9時55分 再開）

～追加日程第7 予算決算常任委員の選任について～

○ 議長（福谷洋君）

再開します。先ほど、予算決算常任委員が欠員となりました。

お諮りします。

「予算決算常任委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選任したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、「予算決算常任委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第7として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

「予算決算常任委員の選任」を行います。

お諮りします。予算決算常任委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第

4項の規定により、藤本勲君を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤本勲君を予算決算常任委員に選任することに決定しました。

～追加日程第8 議会運営委員の辞任について～

○ 議長 (福谷洋君)

次に、議会運営委員3名から、辞任願いの申し出がありました。

「議会運営委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。よって「議会運営委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

追加日程第8「議会運営委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、北原武道君、清水利一君、小堀信昭君の退場を求めます。

(北原議員ほか2名 退場)

○ 議長 (福谷洋君)

辞任願いを朗読させます。

○ 議会事務局長 (鳥居充君)

朗読いたします。

平成26年5月8日

若狭町議会議長 福谷洋殿

議会運営委員 北原武道

議会運営委員 清水利一

議会運営委員 小堀信昭

「辞任願」

この度、一身上の都合により、若狭町議会運営委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

- 議長（福谷洋君）

お諮りします。

申し出のとおり議会運営委員北原武道君、清水利一君、小堀信昭君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。辞任願いのあった議会運営委員3名の辞任を許可することに決定しました。

北原武道君、清水利一君、小堀信昭君の入場を許可します。

（北原議員ほか2名 入場）

～追加日程第9 議会運営委員の選任について～

- 議長（福谷洋君）

ただいま、議会運営委員3名が欠けました。

お諮りします。

「議会運営委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第9として、選任を行なうことに決定しました。

- 議長（福谷洋君）

「議会運営委員の選任」を行います。議会運営委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、辻岡正和君、原田進男君、大塚季由君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員に選任することに決定しま

した。

～追加日程第10 広報特別委員の辞任について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、広報特別委員5名から、辞任の申し出がありました。

「広報特別委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。よって「広報特別委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

追加日程第10「広報特別委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本豊君、北原武道君、清水利一君、小堀信昭君、小林和弘君の退場を求めます。

（坂本議員ほか4名 退場）

○ 議長（福谷洋君）

辞任願いを朗読させます。

○ 議会事務局長（鳥居充君）

朗読いたします。

平成26年5月8日

若狭町議会議長 福谷洋殿

広報特別委員 坂本豊

広報特別委員 北原武道

広報特別委員 清水利一

広報特別委員 小堀信昭

広報特別委員 小林和弘

「辞任願」

この度、一身上の都合により、若狭町議会広報特別委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○ 議長（福谷洋君）

お諮りします。

申し出のとおり広報特別委員坂本豊君、北原武道君、清水利一君、小堀信昭君、小林和弘君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。辞任願いのあった広報特別委員5名の辞任を許可することに決定しました。

坂本豊君、北原武道君、清水利一君、小堀信昭君、小林和弘君の入場を許可します。

(北原議員ほか4名 入場)

～追加日程第11 広報特別委員の選任について～

○ 議長 (福谷洋君)

ただいま広報特別委員5名が欠けました。

お諮りします。

「広報特別委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって、「広報特別委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

「広報特別委員の選任」を行います。

お諮りします。

広報特別委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、島津秀樹君、辻岡正和君、今井富雄君、原田進男君、藤本勲君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、広報特別委員に選任することに決定しました。

～追加日程第12 原子力発電安全対策特別委員の選任について～

○ 議長（福谷洋君）

先ほど、原子力発電安全対策特別委員が1名欠けました。

お諮りします。

「原子力発電安全対策特別委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、「原子力発電安全対策特別委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第12として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

「原子力発電安全対策特別委員の選任」を行います。

お諮りします。

原子力発電安全対策特別委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、坂本豊君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、坂本豊君を、原子力発電安全対策特別委員に選任することに決定しました。

～追加日程第13 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、嶺南広域行政組合議会議員である、原田進男君、藤本勲君、大塚季由君から、同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が3名欠けました。

お諮りします。

「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を実施したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第13として、選挙を行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

「嶺南広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

嶺南広域行政組合議会議員に、島津秀樹君、小堀信昭君、私、福谷洋を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した島津秀樹君、小堀信昭君、私、福谷洋を嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました島津秀樹君、小堀信昭君、私、福谷洋が嶺南広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～追加日程第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員である、藤本勲君から、同広域連合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した福井県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠けました。

お諮りします。

「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第14として、直ちに選挙を実施したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第14として、選挙を行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同連合議会議員になっていますので、私、福谷洋を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました私、福谷洋を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、福谷洋が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～追加日程第15 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、美浜・三方環境衛生組合議会議員である、藤本勲君から、同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した美浜・三方環境衛生組合議会議員が1名欠けました。

お諮りします。

「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第15として、直ちに選挙を実施したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第15として、選挙を行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員は、慣例により議長が組合議会議員となる事になっていますので、私、福谷洋を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました私、福谷洋を美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました私、福谷洋が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～追加日程第16 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、公立小浜病院組合議会議員である私、福谷洋が、同組合議会議員の辞職願を提出し、許可となりました。

このため、議会で選挙した公立小浜病院組合議会議員が、1名欠けました。

お諮りします。

「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第16として、直ちに選挙を実施したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

したがって「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第16として、選挙を行なうことに決定しました。

- 議長（福谷洋君）
「公立小浜病院組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたい
と思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長（福谷洋君）
異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。
- 議長（福谷洋君）
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありません
か。
(「異議なし」の声あり)
- 議長（福谷洋君）
異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
- 議長（福谷洋君）
公立小浜病院組合議会議員に、渡辺英朗君を指名します。
お諮りします。ただいま、議長が指名しました渡辺英朗君を公立小浜病院組合議会議
員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長（福谷洋君）
異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました渡辺英朗君が公立小浜病院組合議会議員に当選さ
れました。
ただいま執行の、公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、
会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。
～追加日程第17 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～
- 議長（福谷洋君）
次に、敦賀美方消防組合議会議員である今井富雄君から、同組合議会議員の辞職願が
提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した敦賀美方消防組合議会議員が、1名欠けました。

お諮りします。

「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第17として、直ちに選挙を実施したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、追加日程第17として、選挙を行なうことに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

「敦賀美方消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長 (福谷洋君)

敦賀美方消防組合議会議員に、坂本豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました坂本豊君を敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、坂本豊君が敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○ 議長（福谷洋君）

ここで、暫時休憩とします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○ 議長（福谷洋君）

再開します。

先ほど、各委員会からそれぞれの正・副委員長について決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に原田進男君、同じく副委員長に島津秀樹君、教育厚生常任委員会委員長に辻岡正和君、同じく副委員長に小堀信昭君、予算決算常任委員会委員長に今井富雄君、同じく副委員長に原田進男君、議会運営委員会委員長に小堀友廣君、同じく副委員長に松本孝雄君、広報特別委員会委員長に藤本勲君、同じく副委員長に渡辺英朗君、原子力発電安全対策特別委員会委員長に清水利一君、同じく副委員長に大塚季由君、議会改革特別委員会委員長に武田敏孝君、同じく副委員長に松本孝雄君、三方五湖スマートインター特別委員会委員長に小林和弘君、同じく副委員長に坂本豊君。以上のとおり、決定しましたので報告します。

～追加日程第18から第25 各委員会閉会中の継続調査について～

○ 議長（福谷洋君）

次に、各委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、追加日程第18から追加日程第25として、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第18として、「教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第19として、「予算決算常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程

第20として、「議会運営委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第21として、「広報特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第22として、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第23として、「議会改革特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第24として、「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第25として、直ちに議題にすることに決定しました。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

お諮りします。追加日程第18「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から追加日程第25「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。各委員会の委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました「閉会中の継続調査申出書」のとおり、閉会中の継続調査をすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (福谷洋君)

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～日程第4 同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき
同意を求めることについて」～

○ 議長 (福谷洋君)

日程第4 同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

○ 議長 (福谷洋君)

提案理由の説明を求めます。

○ 町長 (森下裕君)

ただいま、上程されました同意第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号の「若狭町教育委員会委員の任命つき同意を求めることについて」でございますが、若狭町教育委員会委員として、田辺佐知夫氏を引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるも

のであります。

以上、上程されました同意第1号につきまして、説明申し上げましたが、十分ご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（福谷洋君）

提案理由の説明が終わりました。これより別室において、ただいまの議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○ 議長（福谷洋君）

再開します。

休憩前に引き続き同意第1号を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○ 議長（福谷洋君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

○ 議長（福谷洋君）

日程第4「同意第1号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○ 議長（福谷洋君）

起立全員です。

よって、「同意第1号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

～日程第5「議員の派遣について」～

○ 議長（福谷洋君）

次に、日程第5「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（福谷洋君）

異議なしと認めます。

よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

○ 議長（福谷洋君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、平成26年第3回若狭町議会臨時会を閉会します。

○ 議長（福谷洋君）

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、私のようなものが若狭町議会の議長という重責を担うこととなりました。

もとより、そのような器ではありませんが、本年は、町政10周年の節目の年であり舞鶴若狭自動車道が全線開通する年でもあります。また、年代特定の世界標準となる年縞が水月湖から掘削され注目を浴びているところでもあります。これらを契機として若狭町がますます発展するよう、誠心誠意、全力で努めさせて頂きたいと、気持ちを新に致しております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

町長より、閉会の挨拶があります。

○ 町長（森下裕君）

閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なるご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。新しく議長に福谷洋議員が、副議長に今井富雄議員が就任されました。心よりお祝いを申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。今後、町行政に対しましても若狭町発展のため、なお一層のご理解、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。御存知のように5月17日と18日の両日に、「第23回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」が開催され、また、6月8日には、「第10回わかさあじさいマラソン」が開催されます。いずれも、町制10周年記念行事として開催をさせていただきます。是非、たくさんの皆様にご参加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今月22日から24日にかけて、熊川宿をメイン会場に、第36回全国伝統的建造物群保存地区協議会の総会及び研修会が開催されます。全国より360名余りの申し込みがありました。北海道から沖縄までの皆様方がお越しになられます。皆様方もご参加をしていただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

これらのイベントを通しまして、若狭町の魅力を発信する絶好の機会だと思っております。おもてなしの心で、しっかりと対応をさせていただきたいと思っております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、更なる町政発展のため、ますますご活躍していただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたりましての、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

(午前11時06分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

新 議 長

署名議員

署名議員